

① 件 名
平成28年人事院勧告に伴う給与改定等について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 平成28年8月8日に人事院が国会及び内閣に対し、民間給与との較差（0.17%）を埋めるため、世代間の給与配分の観点から若年層に重点配分を置きながら俸給表の水準引上げとボーナスの引上げ（0.1月分）を勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分するとし、月例給、ボーナスともに俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しに係る勧告をした。 【目的】 地方公務員法の給与決定原則に基づいて、国家公務員の給与に準拠するものであることから、本市職員の給与についても必要な改正を行うものである。
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 平成28年人事院勧告（平成28年8月8日勧告） 国家公務員の「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」（平成28年11月24日法律第80号） 【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<input checked="" type="checkbox"/>無】
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成28年11月24日 「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」公布 （参考：平成27年人事院勧告に係る上記法律 平成28年1月26日公布 → 平成28年度第1回定例会提案）
⑤主な内容
(1) 一般職等に係る改正（平成28年4月1日遡及適用分：人事院勧告） ① 給料表の改定〈石巻市職員の給与に関する条例〉 行政職給料表の平均0.2%の引上げ。医療職及び幼稚園職給料表は行政職給料表との均衡を基本に所要の改定。再任用職員については、400円の引上げ。 ※特定任期付職員については、1～2級のみ1,000円の引上げ。〈石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例〉 ② 初任給調整手当〈石巻市職員の給与に関する条例〉 医療職給料表の改定に伴い、医師への支給月額限度を413,800円に引上げ。（+500円） ③ ボーナスの改定〈石巻市職員の給与に関する条例〉 民間の支給割合に見合うよう引上げ、勤務実績に応じた給与推進のため、0.1月を勤勉手当に配分。（期末勤勉手当年4.2月から4.3月へ） 併せて、再任用職員の勤勉手当も0.05月引上げ。（年2.2月から2.25月へ） なお、特定任期付職員の期末手当も0.1月引上げ。（年3.15月から3.25月へ）〈石巻市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例〉 (2) 特別職等に係る改正（平成28年4月1日適用分） ① 市長、副市長、教育長の期末手当も0.1月引上げ。（年3.15月から3.25月へ）〈石巻市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例〉 ② 市議会議員も特別職と同様に引上げ。〈石巻市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例〉

(3) 扶養手当の改正（平成29年4月1日施行：人事院勧告）〈石巻市職員の給与に関する条例〉

区 分		現在 (H28)	平成29年度	平成30年度	H31年度以降
配偶者	行俸給表(1) 7級以下	13,000円	10,000円	6,500円	6,500円
	行俸給表(1) 8級	13,000円	10,000円	6,500円	3,500円
子		6,500円	8,000円	10,000円	10,000円
子（配偶者なし）1人目		11,000円	10,000円	10,000円	10,000円
父母等	行俸給表(1) 7級以下	6,500円	6,500円	6,500円	6,500円
	行俸給表(1) 8級	6,500円	6,500円	6,500円	3,500円
父母等（配偶者なし）1人目		11,000円	9,000円	6,500円	6,500円

(4) その他の改正

① その他文言の整備等

〈給料表改定・モデルケース〉

(単位:円)

区分	号給 (モデル)	現給料	改正給料	改定額	改定率
部長級	8級26号給	454,600	455,000	400	0.1%
次長級	7級34号給	427,400	427,800	400	0.1%
課長級	6級54号給	400,500	400,900	400	0.1%
課長補佐級	5級63号給	381,100	381,500	400	0.1%
主幹級	4級46号給	348,400	348,800	400	0.1%
主査級	3級49号給	306,900	307,300	400	0.1%
主任主事級	2級4号給	195,600	197,100	1,500	0.8%
主事級	1級5号給	144,600	146,100	1,500	1.0%
労務職	4級48号給	295,700	296,100	400	0.1%

〈賞与・12月期総支給額〉

(単位:円)

区分	改正前	改正後	改定差額	備 考
市長	1,811,250	1,926,250	115,000	
副市長	1,468,924	1,562,189	93,265	
教育長	1,276,931	1,358,006	81,075	
議員	804,195	855,255	51,060	
一般職平均	796,858	836,196	39,338	※44歳・大卒

〈一般職の平均的（44歳）な支給額の差額〉

給料差額	賞与差額	差額支給額	備 考
3,600	39,000	42,600	※差額支給額より所得税他が控除されます。

⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【市行財政の負担】

影響額 84,516,000円（年度間比較共済費含む）

⑦他の自治体の政策との比較検討

宮城県：人事委員会による勧告があり、11月の定例会に提案。
 東松島市：平成28年第4回定例会にて12月1日可決。
 女川町：平成28年11月30日の臨時議会にて可決。

⑧今後の予定及び施行予定年月日

平成28年12月 市議会第4回定例会に「石巻市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」を提案

⑨その他